

『吾妻鏡』にみる鎌倉方から京洛方への使者・使節 発遣記事

野口武司

承前

三

A事項・項目に就いて

『吾妻鏡』にみる鎌倉方から京洛方への使者・使節発遣に関わる諸記事(以下、之を「使者・使節発遣諸記事」と略称する。)は、大凡、以上の如くである。其れでは、斯うした使者・使節発遣の任務を帯したのは、果して如何なる人士達であつたか、将又、其れは如何なる出自を負い、如何なる家系に属する者達であつたか、と謂つた事柄に就いて、以下に、頼朝將軍記以下、歴代

諸將軍記毎に逐一檢覈を加えて得られた結果を纏めて示す左掲一覽資料に依拠して説述していこう。此の一覽資料は、各將軍記毎にみる「使者・使節發遣諸記事」、中に就き、其処にみる「被差遣者」に関して、之を其の所見条数の卓越順と所見条の初出順とに随つて列記したものであり、此等の各「被差遣者」上部の、○印付数字と無○印付数字とは、前者が其の所見条数の卓越順次、後者が其の所見条の初出順次に依ることを現わすものである。而して、其等の各「被差遣者」下部のア、イ、ウは、各々次の如き事柄を示す。即ちアは、氏姓・名共に明確者、イは、氏姓・名共に不明確者、ウは、氏姓不明確・名明確者、エは、氏姓明確・名不明確者、オは、僧籍者である。更に然うした各「被差遣者」事例の最下部に付記した数字の記載・表記の仕様に就いては、先に列挙掲記した「使者・使節發遣諸記事」末尾付載「備考」欄を參稽されたい。

〔被差遣者〕の事例別所見頻度一覽資料

〔賴朝將軍記〕

①、	1、伊豫守源九郎義經	ア	5	5	⑨	23、梶原源太左衛門尉景季	ア	24	24
②、	2、(中原(大江))因幡前司廣元	ア	45	45		24、義勝房成尋	オ	25	25
③、	3、北條時政	ア	32	32		25、千葉介常胤	ア	52	52
④、	4、三河守源蒲冠者範頼	ア	4	4		26、出納和泉掾國守	ウ	71	71
⑤、	5、(中原)前齋院次官親能	ア	10	10		27、(會賀)生倫	ア	1	1
⑥、	6、雜色時澤	ウ	11	11		28、(土肥)次郎實平	ア	8	8

	⑧								⑦		⑥		⑤		
22、	21、	20、	19、	18、	17、	16、	15、	14、	13、	12、	11、	10、	9、	8、	7、
橘馬允(公長)	雑色宗重	(大江)山城江次久家	下河邊庄司行平	比企藤内(朝宗)	(後藤)兵衛尉基清	土佐房昌俊	源藏人大夫頼兼	近藤七國平	中原典膳大夫久經	梶原刑部兼朝景	大和守重弘	雑色鶴次郎	(梶原)景時	一品坊昌寛	安達新三郎
ア	ウ	ア	ア	ア	ア	オ	ア	ア	ア	ア	ウ	ウ	ア	オ	ア
19	14	73	51	47	46	26	22	17	16	43	30	35	6	31	15
19 ² の三条	14 ² の三条	73 ³ の四条	51 ³ の四条	47 ³ の四条	46 ³ の四条	26 ³ の四条	22 ³ の四条	17 ³ の四条	16 ³ の四条	43 ⁴ の五条	30 ⁴ の五条	35 ⁵ の六条	6 ⁵ の六条	31 ⁶ の七条	15 ⁶ の七条

⑩															
44、	43、	42、	41、	40、	39、	38、	37、	36、	35、	34、	33、	32、	31、	30、	29、
(中原)中四郎維重	(中原)右京進季時	雑色吉野三郎	由井七郎(家常)	(大江)長門江太景國	(源)若公(貞暉)	鶴岡別當法眼圓曉	雑色成重(里)	鎌田(藤井)新藤次(俊長)	源刑部兼爲頼	(中原)小中太光家	生澤五郎	黒法師丸	雑色濱四郎	淺羽庄司(宗信)	大井兵衛次郎實春
ア	ア	エ	ア	ア	ア	オ	ウ	ア	ア	ア	エ	ウ	ウ	ア	ア
2の一条	89 89 ¹ の二条	85 85 ¹ の二条	81 81 ¹ の二条	77 77 ¹ の二条	76 76 ¹ の二条	74 74 ¹ の二条	72 72 ¹ の二条	57 57 ¹ の二条	42 42 ¹ の二条	38 38 ¹ の二条	36 36 ¹ の二条	34 34 ¹ の二条	33 33 ¹ の二条	20 20 ¹ の二条	9 9 ¹ の二条

45、	長江太郎義景	ア	3の一条
46、	御使	イ	7の一条
47、	雑色 <small>鶴</small> 太郎	ウ	12の一条
48、	雑色 <small>友</small> 行	ウ	13の一条
49、	雑色 <small>六</small> 人	イ	18の一条
50、	宇佐美平次 <small>(實政)</small>	ア	21の一条
51、	勅使河原後三郎 <small>(有直)</small>	ア	23の一条
52、	領狀勇士等	イ	27の一条
53、	源筑前介兼能	ア	28の一条
54、	關東發遣御家人等	イ	29の一条
55、	専使	イ	37の一条
56、	山城介久兼	ウ	39の一条
57、	紀伊權守有經	ウ	40の一条
58、	雑色	イ	41の一条
59、	水尾谷藤七	エ	44の一条
60、	雑色 <small>里</small> 久	ウ	48の一条

77、	飛脚	イ	68の一条
78、	結城朝光	ア	69の一条
79、	使者	イ	70の一条
80、	雑色 <small>八</small> 人	イ	75の一条
81、	大江江内能範	ア	78の一条
82、	土屋彌三郎 <small>(宗光)</small>	ア	79の一条
83、	大野藤八	エ	80の一条
84、	御廐舍人仲太	ウ	82の一条
85、	御廐舍人家重	ウ	83の一条
86、	佐々木四郎左衛門尉高綱	ア	84の一条
87、	雑色	イ	86の一条
88、	飛脚	イ	87の一条
89、	使者	イ	88の一条
90、	雑色	イ	90の一条
91、	雑色	イ	91の一条
92、	藤原宮内大輔重頼	ア	92の一条

76、	75、	74、	73、	72、	71、	70、	69、	68、	67、	66、	65、	64、	63、	62、	61、
佐々木左衛門尉定綱	飛脚	(安達)九郎藤次(時長)	飛脚	飛脚	雑色	飛脚	飛脚	飛脚	飛脚	飛脚	佐々木次郎經高	雑色六人	雑色	雑色里長	雑色正光
ア	イ	ア	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	ア	イ	イ	ウ	ウ
67の一条	66の一条	65の一条	64の一条	63の一条	62の一条	61の一条	60の一条	59の一条	58の一条	56の一条	55の一条	54の一条	53の一条	50の一条	49の一条

12、	11、	10、	9、	8、	7、	6、	5、	4、	3、	2、	1、	95、	94、	93、
(大江)江兵衛尉能範	(佐々木)信綱	小山左衛門尉朝政	(中原)掃部入道(親能)	佐々木五郎義清	専使	雑色	(三善)文章生宣衡	土肥先次郎惟光	澁谷次郎高重	安達源三親長	佐々木左衛門尉定綱	雑色常清	千葉平次兵衛尉常秀	比企藤四郎右衛門尉能員
ア	ア	ア	ア	ア	イ	イ	ア	ア	ア	ア	ア	ウ	ア	ア
78 ¹ の一条	103の一条	102の一条	10 ⁸ の一条	99の一条	97の一条	96の一条	104 104 ¹ の二条	101 101 ¹ の二条	100 100 ¹ の二条	98 98 ¹ の二条	67 ¹ 67 ³ の三条	95の一条	94の一条	93の一条

〔頼家將軍記〕

〔實朝將軍記〕

④	③	②	①
15、 〔加藤〕左衛門大夫光員 ……………ア 131 131 ¹ の二条	14、 大友左衛門尉能直 ……………ア 130 130 ¹ の二条	13、 内藤右馬允盛時 ……………ア 122 122 ¹ の二条	12、 足立八郎元春 ……………ア 121 121 ¹ の二条
11、 〔藤原〕左衛門尉〔季康〕 ……………ア 115 115 ¹ の二条	10、 〔北條〕左馬權助〔政範〕 ……………ア 110 110 ¹ の二条	9、 伊賀太郎左衛門尉光季 ……………ア 140 140 ² の三条	8、 〔二階堂〕信濃前司行光 ……………ア 139 139 ² の三条
7、 〔伊賀〕伊賀守朝光 ……………ア 120 120 ² の三条	6、 〔中原〕駿河前司季時 ……………ア 89 ² 89 ⁴ の三条	5、 内藤兵衛尉朝親 ……………ア 114 114 ² の三条	4、 後藤左衛門尉基清 ……………ア 46 ⁴ 46 ⁶ の三条
3、 尼御臺所〔北條〕政子 ……………ア 116 116 ³ の四条	2、 〔平賀〕武藏守朝雅 ……………ア 105 105 ³ の四条	1、 〔北條〕武藏守時房 ……………ア 117 117 ⁵ の六条	

⑤														
46、 〔源〕武藏守親廣入道 ……………ア 141 の一条	45、 使者 ……………イ 134 の一条	44、 美作左近大夫朝親 ……………ウ 132 の一条	43、 佐々木左近將監〔信綱〕 ……………ア 103 ¹ の一条	42、 紀伊刑部次郎 ……………イ 129 の一条	41、 飛脚 ……………イ 128 の一条	40、 使節 ……………イ 127 の一条	39、 〔飛脚〕 ……………イ 126 の一条	38、 飛脚 ……………イ 125 の一条	37、 雜色 ……………イ 124 の一条	36、 小川法印忠快 ……………オ 123 の一条	35、 御使 ……………イ 119 の一条	34、 御使 ……………イ 118 の一条	33、 飛脚 ……………イ 113 の一条	32、 〔安達〕源三左衛門尉親長 ……………ア 98 ² の一条

〔賴經將軍記〕

31、東使	30、使者	29、和田兵衛尉常盛	28、中條右衛門尉家長	27、土肥先二郎(惟光)	26、千葉平次兵衛尉(常秀)	25、結城七郎(朝光)	24、和泉兼景家	23、佐々木左衛門尉定綱	22、(鎌田)新藤二俊長	21、雑色	20、加藤判官次郎	19、白河左衛門尉義典	18、(安達)秋田城介景盛	17、波多野彌次郎朝定	16、(二階堂)山城大夫判官行村
イ	イ	ア	ア	ア	ア	ア	ウ	ア	ア	イ	工	ア	ア	ア	ア
112の一条	111の一条	107の一条	106の一条	101 ² の一条	94 ¹ の一条	69 ¹ の一条	109の一条	67 ⁴ の一条	57 ² の一条	108の一条	138 138 ¹ の二条	137 137 ¹ の二条	136 136 ¹ の二条	135 135 ¹ の二条	133 133 ¹ の二条

16、伊賀太郎左衛門尉光季	15、平左衛門尉盛時	14、(源)下總守保茂	13、伊賀右馬助(仲能)	12、安東新左衛門尉光成	11、尾藤左近將監(景綱)	10、波多野次郎朝定	9、(三浦)駿河次郎(泰村)	8、佐々木四郎左衛門尉信綱	7、(北條)掃部助時盛	6、(藤原)大夫判官定員	5、(北條)駿河守重時	4、(北條)相州時房	3、(北條)武藏太郎時氏	2、後藤左衛門尉基綱	1、(北條)武州(泰時)
ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
140 ³ 140 ⁴ の二条	172 172 ² の三条	170 170 ² の三条	168 168 ² の三条	154 154 ² の三条	147 147 ² の三条	135 ² 135 ⁴ の三条	152 152 ³ の四条	103 ² 103 ⁶ の五条	158 158 ⁵ の六条	171 171 ⁶ の七条	164 164 ⁶ の七条	117 ⁶ 117 ¹² の七条	145 145 ⁵ の七条	142 142 ⁷ の八条	144 144 ⁸ の九条

17、	小山左衛門尉朝政	ア	102 ¹ 102 ² の二条
18、	(北條)陸奥六郎有時	ア	146 146 ¹ の二条
19、	關判官代實忠	ア	148 148 ¹ の二条
20、	(足利)前武州義氏	ア	150 150 ¹ の二条
21、	(三浦)駿河前司義村	ア	151 151 ¹ の二条
22、	伊東左衛門尉(祐時)	ア	159 159 ¹ の二条
23、	南條七郎次郎	工	160 160 ¹ の二条
24、	美濃澤右近二郎	工	162 162 ¹ の二条
25、	(三浦)駿河三郎光村	ア	165 165 ¹ の二条
26、	(二階堂)隱岐四郎左衛門尉行久	ア	169 169 ¹ の二条
27、	海老名左衛門尉忠行	ア	173 173 ¹ の二条
28、	大納言僧都隆辨	オ	174 174 ¹ の二条
29、	(佐々木)近江前司(氏信)	ア	175 175 ¹ の二条
30、	町野三善(民部大夫)康俊	ア	143の一条
31、	平三郎兵衛尉(盛綱)	ア	149の一条
32、	(北條)式部兼(朝時)	ア	153の一条

7、	飛脚	イ	179の一条
8、	(北條)相州(重時)	ア	164 ⁷ の一条
9、	大曾禰左衛門尉長泰	ア	180の一条
10、	東條次郎大夫	工	181の一条
11、	飛脚	イ	182の一条
12、	使者	イ	183の一条
13、	(北條)越後入道勝圓(時盛)	ア	158 ⁶ の一条
14、	飛脚	イ	184の一条
15、	(二階堂)伊勢前司行綱	ア	185の一条
16、	諏方三郎盛綱	ア	186の一条
17、	(二階堂)和泉前司行方	ア	187の一条
18、	武藤左衛門尉景頼	ア	188の一条

〔宗尊親王將軍記〕

1、	(藤原)内藏權頭親家	ア	193 193 ⁵ の六条
2、	(三浦)遠江十郎左衛門尉頼運	ア	195 195 ⁴ の五条
3、	若宮別當僧正隆辨	オ	174 ⁴ 174 ⁶ の三条

33、肥田又太郎……………工 155の一条

34、伊賀(藤原)三郎左衛門尉光資……………ア 156の一条

⑨、35、飛脚……………イ 157の一条

36、(大江)江兵衛尉能行……………ア 78²の一条

37、(中條)出羽前司家長……………ア 106¹の一条

38、横尾左近將監……………工 161の一条

39、彌平太郎……………イ 163の一条

40、駿河源左衛門尉……………イ 166の一条

41、(宇都宮)修理亮泰綱……………ア 167の一条

〔頼嗣將軍記〕

1、(佐々木)近江前司(氏信)……………ア 175²、175³の二条

①、2、(北條)相摸左近大夫將監時定……………ア 177、177¹の二条

3、鶴岡別當法印隆辨……………オ 174²、174³の二条

4、平新左衛門尉盛時……………ア 172³の一条

5、飛脚……………イ 176の一条

6、飛脚……………イ 178の一条

4、(二階堂)和泉前司行方……………ア 187¹、187²の二条

5、武藤左衛門尉景頼……………ア 188¹、188²の二条

6、(安達)城次郎頼景……………ア 190、190¹の二条

④、7、(長井)甲斐太郎時秀……………ア 194、194¹の二条

8、大曾禰上總前司長泰……………ア 180¹、180²の二条

9、(伊東)薩摩七郎左衛門尉祐能……………ア 196、196¹の二条

10、(三浦)式部太郎左衛門尉光政……………ア 197、197¹の二条

11、(藤原)藤次左衛門尉泰經……………ア 189の一条

12、小野寺四郎左衛門尉通時……………ア 191の一条

13、三浦遠江六郎左衛門尉時連……………ア 192の一条

⑤、14、(二階堂)信濃次郎左衛門尉行宗……………ア 198の一条

15、(後藤)壹岐前司基政……………ア 199の一条

16、(二階堂)伊勢入道行願……………ア 185¹の一条

17、諏訪三郎左衛門入道(盛綱)……………ア 186¹の一条

此の一覽資料に拠り、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記に於ける有り様から諸種様々な事柄を汲み分け得るが、茲では「被差遣者」が如何なる人士達であるか、其の差遣は、如何なる頻度を以て為されているか、と謂つた点に主軸を据えて観てみるに、先ず、頼朝將軍記では、源 義經が三四条で特段に多く、中原廣元が二二条で其れに次ぎ、以下、北條時政(二〇条)→源 範頼・中原親能(共に八条宛)→雑色時澤・安達新三郎・一品坊昌寛(共に七条宛)→梶原景時・雑色鶴次郎(共に六条宛)→大和守重廣・梶原朝景(共に五条宛)と続き、更に此等の下位に存在する四条が中原久經以下、大江久家までの八名、三条が雑色宗重以下、出納和泉掾國平までの六名、二条が會賀生倫以下、中原季時までの一七名、一条が中原維重以下、雑色常清までの五二名と謂うことになる。

斯様に「被差遣者」としての所見条数の点で、同將軍記には、源 義經(三四条)や中原廣元(二二条)や北條時政(二〇条)、取り分け、源 義經の如く、其れの特段に多い者が存在する反面、一条而已と謂う如く、逆に、その特段に少い者が五二名(此れは、同將軍記にみる全九五名の約五五%弱をも占める。)も存在すること。而して之に深く係わることとして、同將軍記に於ける「使者・使節發遣諸記事」事例数が歴代諸將軍記中、最多であることも、併せて同將軍記に於いて認められる記載の有り様の一特色として指摘し得よう。

次に、頼朝將軍記では、佐々木定綱が三条で最も多く、以下、安達親長・澁谷高重・土肥惟光・三善宣衡の四名共に二条宛→雑色以下、大江能範までの七名共に一例宛と続き、同將軍記所見の、「使者・使節發遣諸記事」其れ自体が極めて少いこと——歴代諸將軍記中最も僅少——を考慮すれば、極めて自然な記載様態と言えようし、又、斯うした点にも、同將軍記に於ける記載上の一特色を認め得よう。

次に、實朝將軍記では、北條時房が六条で最も多く、以下、平賀朝雅・北條政子の二名(共に四条宛)→後藤基清以下、伊賀光季までの六名(共に三条宛)→北條政範以下、加藤次郎までの二名(共に二条宛)→雑色以下、源親廣までの二六名(共に一条宛)の順に続き、同將軍記全体では、四六名と可成り多いが、所見条数の点で際立つて多い者は認められない。

次に、頼經將軍記では、北條泰時が九条で最も多く、以下、後藤基綱(八条)→北條時氏・同時房・同重時、藤原定員の四名(共に七条宛)→北條時盛(六条)→佐々木信綱(五条)→三浦泰村(四条)→波多野朝定以下、平盛時までの六名(共に三条宛)→伊賀光季以下、佐々木氏信までの一四名(共に二条宛)→町野康俊以下、宇都宮泰綱までの二名(共に一条宛)と続き、同將軍記に在つても、之に先行する前述の實朝將軍記に於けると同様に、全事例数は四一例と謂う如く、可成り多く所見されるが、矢張り、此の所見条数の点で、取り分け、多い者は認められない。

次に、頼嗣將軍記では、事例数の点で最も多いのが、佐々木氏信・北條時定・僧隆辨の三名で、此等は共に二条宛と謂う如く、事例数の多さに於いて、同將軍記には、特段目に立つ者は認められず、他は全て平盛時以下、武藤景頼までの一五名が共に一例宛と謂う具合である。

最後に、宗尊親王將軍記では、藤原親家が六条で最も多く、三浦頼連が五条で其れに次ぎ、以下、僧隆辨(三条)→二階堂行方以下、三浦光政までの七名(共に二条宛)→藤原泰經以下、諏訪盛綱までの七名(共に一条宛)と続いている。此の將軍記は、之に前出する既述の頼嗣將軍記の場合に同じく、「被差遣者」の員数の点でも、又、其の事例数の面でも、此れと謂つて目に立つ者は、認められないのである。

以上、『吾妻鏡』にみる鎌倉方から京洛方への「被差遣者」が如何なる人士達であるか、之を頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記毎に観て来たが、以下に於いては、其等「被差遣者」が如何なる出自を負い、如何なる氏族に属する者達であるかに就いて、先掲「被差遣者」の事例別所見頻度一覽資料(以下、之を一覽資料(1)と略称する。)に基拠して作成した左掲「被差遣者」の氏姓・氏族別所見頻度一覽資料(以下、之を一覽資料(2)と略称する。)に拠つて説述してみよう。

「被差遣者」の氏姓・氏族別所見頻度一覽資料

〔頼朝將軍記〕

氏姓明確者

①、源氏……………1 (34)、4 (8)、15 (4)、35 (2)、39 (2)、53 (1)、の	②④、勅使河原氏 51 (1)、の一例・一条
六例・五一条	
②、中原氏……………2 (22)、5 (8)、13 (4)、34 (2)、43 (2)、44 (1)、の	②⑤、水尾谷氏 ……59 (1)、の一例・一条
六例・三九条	②⑥、結城氏 ……78 (1)、の一例・一条
③、北條氏……………3 (20)、の一例・二〇条	②⑦、土屋氏 ……82 (1)、の一例・一条
④、梶原氏……………9 (6)、12 (5)、23 (3)、の三例・一四条	②⑧、大野氏 ……83 (1)、の一例・一条
⑤、安達氏……………7 (7)、74 (1)、の二例・八条	②⑨、藤原氏……………92 (1)、の一例・一条
⑥、大江氏……………20 (4)、40 (2)、81 (1)、の三例・七条	全四八例・一九〇条
⑦、比企氏……………18 (4)、93 (1)、の二例・五条	
	④、藤原氏……………92 (1)、の一例・一条
	⑤、安達氏……………7 (7)、74 (1)、の二例・八条
	⑥、大江氏……………20 (4)、40 (2)、81 (1)、の三例・七条
	⑦、比企氏……………18 (4)、93 (1)、の二例・五条
	⑧、藤原氏……………92 (1)、の一例・一条
	⑨、安達氏……………7 (7)、74 (1)、の二例・八条
	⑩、大江氏……………20 (4)、40 (2)、81 (1)、の三例・七条
	⑪、比企氏……………18 (4)、93 (1)、の二例・五条

氏姓不明確者(僧籍者は入れてない。以下同様。)

- ⑧、近藤氏 …… 14 (4) の一例・四条
- ⑨、後藤氏 …… 17 (4) の一例・四条
- ⑩、下河邊氏 …… 19 (4) の一例・四条
- ⑪、千葉氏 …… 25 (3)、94 (1) の二例・四条
- ⑫、橘氏 …… 22 (3) の一例・三条
- ⑬、佐々木氏 …… 65 (1)、76 (1)、86 (1) の三例・三条
- ⑭、會賀氏 …… 27 (2) の一例・二条
- ⑮、土肥氏 …… 28 (2) の一例・二条
- ⑯、大井氏 …… 29 (2) の一例・二条
- ⑰、淺羽氏 …… 30 (2) の一例・二条
- ⑱、生澤氏 …… 33 (2) の一例・二条
- ⑲、鎌田氏 …… 36 (2) の一例・二条
- ⑳、由井氏 …… 41 (2) の一例・二条
- ㉑、吉野氏 …… 42 (2) の一例・一条
- ㉒、長江氏 …… 45 (1) の一例・一条
- ㉓、宇佐見氏 …… 50 (1) の一例・一条

- 60 | (1)
 - 61 | (1)
 - 62 | (1)
 - 63 | (1)
 - 64 | (1)
 - 66 (1)
 - 67 (1)
 - 68 (1)
 - 69 (1)
 - 70 (1)
 - 71 | (1)
 - 72 (1)
 - 73 (1)
 - 75 (1)
 - 77 (1)
 - 79 (1)
 - 80 | (1)
 - 84 (1)
 - 85 (1)
 - 87 | (1)
 - 88 (1)
 - 89 (1)
 - 90 | (1)
 - 91 | (1)
 - 95 | (1)
- 五條、此の中、《雜色》(傍線附記事例以下同様)は二〇例・三五條あり。

〔賴家將軍記〕

氏姓明確者

- ①、佐々木氏 …… 1 (3)、8 (1)、11 (1) の三例・五條
 - ②、安達氏 …… 2 (2) の一例・二条
 - ③、澁谷氏 …… 3 (2) の一例・二条
 - ④、土肥氏 …… 4 (2) の一例・二条
 - ⑤、三善氏 …… 5 (2) の一例・二条
 - ⑥、中原氏 …… 9 (1) の一例・一条
 - ⑦、小山氏 …… 10 (1) の一例・一条
 - ⑧、大江氏 …… 12 (1) の一例・一条
- 全一〇例・一六條
- 氏姓不明確者

6(1)、7(1) の二例・二条、此の中、雑色は一例・一条あり。

〔實朝將軍記〕

氏姓明確者

- ①、北條氏 …… (6)、3(4)、10(2)、の三例・一二条
- ②、伊賀氏 …… 7(3)、9(3)、の二例・六条
- ③、内藤氏 …… 5(3)、13(2)、の二例・五条
- ④、二階堂氏 …… 8(3)、16(2)、の二例・五条
- ⑤、平賀氏 …… 2(4)、の一例・四条
- ⑥、加藤氏 …… 15(2)、20(2)、の二例・四条
- ⑦、後藤氏 …… 4(3)、の一例・三条
- ⑧、中原氏 …… 6(3)、の一例・三条
- ⑨、安達氏 …… 18(2)、32(1)、の二例・三条
- ⑩、藤原氏 …… 11(2)、の一例・二条
- ⑪、足立氏 …… 12(2)、の一例・二条
- ⑫、大友氏 …… 14(2)、の一例・二条
- ⑬、波多野氏 …… 17(2)、の一例・二条

- ①、北條氏 …… 1(9)、3(7)、4(7)、5(7)、7(6)、18(2)、32
- (1)、の七例・三九条

- ②、後藤氏 …… 2(8)、の一例・八条
- ③、三浦氏 …… 9(4)、21(2)、25(2)、の三例・八条
- ④、藤原氏 …… 6(7)、の一例・七条
- ⑤、佐々木氏 …… 8(5)、29(2)、の二例・七条
- ⑥、伊賀氏 …… 13(3)、16(2)、34(1)、の三例・六条
- ⑦、平氏 …… 15(3)、31(1)、の二例・四条
- ⑧、波多野氏 …… 10(3)、の一例・三条
- ⑨、尾藤氏 …… 11(3)、の一例・三条
- ⑩、安東氏 …… 12(3)、の一例・三条
- ⑪、源氏 …… 14(3)、の一例・三条
- ⑫、小山氏 …… 17(2)、の一例・二条
- ⑬、關氏 …… 19(2)、の一例・二条
- ⑭、足利氏 …… 20(2)、の一例・二条
- ⑮、伊東氏 …… 22(2)、の一例・二条

- ⑭、白河氏 …… 19 (2)、の一例・二条
- ⑮、佐々木氏 …… 23 (1)、43 (1)、の二例・二条
- ⑯、鎌田氏 …… 22 (1)、の一例・一条
- ⑰、結城氏 …… 25 (1)、の一例・一条
- ⑱、千葉氏 …… 26 (1)、の一例・一条
- ⑲、土肥氏 …… 27 (1)、の一例・一条
- ⑳、中條氏 …… 28 (1)、の一例・一条
- ㉑、和田氏 …… 29 (1)、の一例・一条
- ㉒、源氏 …… 46 (1)、の一例・一条

全三〇例・六四条

氏姓不明確者

- 21 | (1)、24 (1)、30 (1)、31 (1)、33 (1)、34 (1)、35 (1)、37 | (1)、38 (1)
- 39 (1)、40 (1)、41 (1)、42 (1)、44 (1)、45 (1)、の二例・二条あり。

此の中、雑色は二例・二条あり。

〔頼經將軍記〕

氏姓明確者

- ①、北條氏 …… 2 (2)、8 (1)、13 (1)、の三例・四条

- ⑰、南條氏 …… 23 (2)、の一例・二条
- ⑱、美濃澤氏 …… 24 (2)、の一例・二条
- ⑲、二階堂氏 …… 26 (2)、の一例・二条
- ⑲、海老名氏 …… 27 (2)、の一例・二条
- ⑳、町野氏 …… 30 (1)、の一例・一条
- ㉑、肥田氏 …… 33 (1)、の一例・一条
- ㉒、大江氏 …… 36 (1)、の一例・一条
- ㉓、中條氏 …… 37 (1)、の一例・一条
- ㉔、横尾氏 …… 38 (1)、の一例・一条
- ㉕、宇都宮氏 …… 41 (1)、の一例・一条

全三七例・一一三条

氏姓不明確者

- 35 (1)、39 (1)、40 (1)、の三例・三条、此の中、雑色はナシ。

〔頼嗣將軍記〕

氏姓明確者

- ②、佐々木氏 …… 1 (2)、の一例・二条
 - ③、二階堂氏 …… 15 (1)、17 (1)、の二例・二条
 - ④、平氏 …… 4 (1)、の一例・一条
 - ⑤、大曾禰氏 …… 9 (1)、の一例・一条
 - ⑥、東條氏 …… 10 (1)、の一例・一条
 - ⑦、諏方氏 …… 16 (1)、の一例・一条
 - ⑧、武藤氏 …… 18 (1)、の一例・一条
- 全一例・一三条

氏姓不明確者

5 (1)、6 (1)、7 (1)、11 (1)、12 (1)、14 (1)、の六例・六条、此
 の中、雑色はナシ。

〔宗尊親王將軍記〕

氏姓明確者

- ①、三浦氏 …… 2 (5)、10 (2)、13 (1)、の三例・八条
- ②、藤原氏 …… 1 (6)、11 (1)、の二例・七条
- ③、二階堂氏 …… 4 (2)、14 (1)、16 (1)、の三例・四条

- ④、武藤氏 …… 5 (2)、の一例・二条
 - ⑤、安達氏 …… 6 (2)、の一例・二条
 - ⑥、長井氏 …… 7 (2)、の一例・二条
 - ⑦、大曾禰氏 …… 8 (2)、の一例・二条
 - ⑧、伊東氏 …… 9 (2)、の一例・二条
 - ⑨、小野寺氏 …… 12 (1)、の一例・一条
 - ⑩、後藤氏 …… 15 (1)、の一例・一条
 - ⑪、諏訪氏 …… 17 (1)、の一例・一条
- 全一六例・三二条

氏姓不明確者

ナシ

「被差遣者」として所見される人士達を、各々の出自する、或いは所属する氏姓・氏族別に分類し、各分類された氏姓を、其の所見順と所見条数の優越順とに随つて整理した結果を示す一覽資料(2)に拠り、其の有り様を頼朝將軍記以下、歷代諸將軍記別に観てみるに、先ず、頼朝將軍記では、①源氏が六例・五一条で最も多く、②中原氏が六例・三九条で其れに次ぎ、以下、③北條氏(二例・三〇条)→④梶原氏(三例・一四條)→⑤安達氏(二例・八條)→⑥大江氏(三例・七條)→⑦比企氏(二例・五條)→⑧近藤・⑨後藤・⑩下河邊の各氏(共に一例・四條宛)→⑪千葉氏(二例・四條)→⑫橘氏(二例・三條)→⑬佐々木氏(三例・三條)→⑭會賀以下、⑮由井の各氏(共に一例・二條宛)→⑯吉野以下、⑰藤原の各氏(共に一例・一條宛)と続いている。之に依り、源氏・中原・北條の三氏、別けても、源氏の優越さが際立っている。此の三氏にあつては、先述の如く、源氏が義經(三四條)、中原氏が廣元(二二條)、北條氏が時政(二〇條)と謂う如く、義經一人而已で、源氏の全五一條中三四條約六七%、廣元一人而已で、中原氏の全三九條中二二條約五六%、時政一人而已で、北條氏の全二〇條中二〇條(一〇〇%)を各々占めている有り様は、殊更留意されねばならぬことである。

以上は、頼朝將軍記にみる氏姓明確者(以下、之をイと仮稱する)記載の有り様に就いて尠しく触れておくこととする。既に「一覽資料(2)」に示した如く、同將軍記に於けるア(以下、之をイと仮稱する)の所見事例数(以下、之をイと仮稱する)と所見条数(以下、之をイと仮稱する)とを合算すれば、都合四八例・一九〇條を数え、イの所見事例数(以下、之をイと仮稱する)と所見条数(以下、之をイと仮稱する)とを加算すれば、都合四三例・六五條を数える。之に依り、イ(イ)の所見事例数の、ア(ア)・イ(イ)双方各々の所見事例合計数に占める百分比率は、約四七%となり、イ(イ)の所見条数の、ア(ア)・イ(イ)双方各々の所見条合計数に占める百分比率は、約二五%となる。此のイ(イ)、イ(イ)双方各々の占める百分比率に於いて同將軍記は、他余の諸將軍記に於ける

表二

將軍記	ア、氏姓明確者		イ、氏姓不明確者		ア(ア)イ(イ)双方各合計数	
	所見事例数(ア)	所見条数(ア)	所見事例数(イ)	所見条数(イ)		
頼朝	48例 (約53%)	190条 (約75%)	43例 (約47%)	65条 (約25%)	91例	255条
頼家	10例 (約83%)	16条 (約89%)	2例 (約17%)	2条 (約11%)	12例	18条
實朝	30例 (約67%)	64条 (約81%)	15例 (約33%)	15条 (約19%)	45例	79条
頼經	37例 (約92.5%)	113条 (約97%)	3例 (約7.5%)	3条 (約3%)	40例	116条
頼嗣	11例 (約65%)	13条 (約68%)	6例 (約35%)	6条 (約32%)	17例	19条
宗尊親王	16例 (100%)	32条 (100%)	ナシ	ナシ	16例	32条

〔備考〕 アイ双方の各所見事例数(ア)(イ)・各所見条数(ア)(イ)の下に記す百分比率は、其等ア(ア)イ(イ)双方各々の合計数に占めるものである。

る其れよりも、一段と高く(但し、独り頼嗣將軍記に於ける其れ而已が、約三二%と幾分高くなっているが、此れは、同將軍記の事例数其れ自身が極めて少ないことから、同將軍記に於ける其れを一応除外して考えて宜しかろうと思う。)、逆に、ア(ア)イ(イ)双方各々の占める百分比率に於いて同將軍記は、他余の諸將軍記に於ける其れよりも、一段と低く(但し、独り頼嗣將軍記に於ける其れを以て其れを一応除外して考えても宜しかろうと思う。))なっていることは、後掲表二に明示する攷である。而して斯うしたイ(イ)と幾分低くなっているが、此れに就いても、上述の如き事由を以て其れを一応除外して考えても宜しかろうと思う。)

(イ)双方各々の占める百分比率の優劣・多寡の点からも、頼朝將軍記に於ける記載の有り様に就いての一特色を認知し得るのである。処で、歴代諸將軍記中、頼朝將軍記に於いて認められる攷の、最高の百分比率を以て——之を別言すれば、最多頻度を以て記載されている氏姓不明確者の内訳を先掲「一覽資料(2)」及び「一覽資料(1)」に依拠して改めて検覈の歩を進めてみたい。

賴朝將軍記には、氏姓不明確者（茲に僧籍者は含めていない、以下）が四三例・六五条存し、此等の中から二〇例・三五条存する（以下の諸將軍記に於いても同様）と、二三例・三〇条存することになる。此の二三例・三〇条存する事例中、11の大和守

重弘（二例・五条）、26の出納和泉掾國守（一例・三条）、32の黒法師丸（二例・二条）、56の山城介久兼（二例・一条）、57の紀伊權守有經（二例・一条）、84の御廐舍人仲太（二例・一条）、85の御廐舍人家重（一例・一条）、の計七例・一四条存する事例は、既述のウに、他余の、46の御使（一例・一条）、52の領狀勇士等（一例・一条）、54の關東發遣御家人等（一例・一条）、55の專使（一例・一条）、66、70、72、73、75、77、88の飛脚（一〇例・一〇条）、79、89の使者（二例・二条）、の計一六例・一六条存する事例は、既述のイに各々該当する。賴家將軍記には、氏姓不明確者が7の專使（一例・一条而已存し、此の事例は、既述のイに該当する。實朝將軍記には、氏姓不明確者が24の和泉掾景家（一例・一条）、30、45の使者（二例・二条）、31の東使（一例・一条）、33、38、39、41の飛脚（四例・四条）、34、35の御使（二例・二条）、40の使節（一例・一条）、42の紀伊刑部次郎（一例・一条）、44の美作左近大夫朝親（一例・一条）、の計一三例・一三条存し、此等の事例中、24、44の二事例（二例・二条）が既述のウに、之を除く他余の一一例・一一條存する諸事例が、既述のイに各々該当する。賴經將軍記には、氏姓不明確者が35の飛脚（一例・一条）、39の彌平太郎（一例・一条）、40の駿河源左衛門尉（一例・一条）、の計三例・三条存し、此等事例の孰れもが、既述のイに該当する。賴嗣將軍記には、氏姓不明確者が5、6、7、11、14の飛脚（五例・五条）、12の使者（一例・一条）、の計六例・六條存し、此等事例の孰れもが、既述のイに該当する。而して宗尊親王將軍記には、諸他の諸將軍記に相異して、氏姓不明確者が全く存しない。斯うした検討作業に依って、上述した事

——即ち賴朝將軍記以下、歷代諸將軍記中、賴朝將軍記には、諸他の各將軍記に比して、より多くの氏姓不明確者

が所見される、と指摘した事の妥当性を、具象的に、然も詳細に互つて確かめ得るのである。上代の所述中、所見事例数・所見条数の上で除外してある僧籍者と雑色とに就いて、茲に若干触れておこう。先ず、僧籍者に就いて、此れが頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記の各々に如何ように所見されるかを観てみるに、頼朝將軍記には、8一品坊昌寛(二例・七条)、16土佐房昌俊(二例・四条)、24義勝房成尋(二例・三条)、38鶴岡別當法眼圓曉(二例・二条)の計四例・十六条存する。頼朝將軍記には、ナシ。實朝將軍記には、36小川法印忠快(二例・一条)而已存する。頼朝將軍記には、28大納言僧都隆辨(二例・二条)而已存する。頼朝將軍記には、3鶴岡別當法印隆辨(二例・二条)而已存する。而して宗尊親王將軍記には、3若宮別當僧正隆辨(二例・三条)而已存する。之に依り、(一)、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記中、所見事例数・所見条数双方に於いて、共に最も卓越するのは、頼朝將軍記であること。(二)、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記毎の、一僧籍者の所見事例数・所見条数双方に於いて、最も優越するのは、頼朝將軍記に於ける8一品坊昌寛(二例・七条)と、頼朝・頼朝・宗尊親王の三將軍記の各々に、28大納言僧都(二例・二条)(頼朝將軍記)、3鶴岡別當法印隆辨(二例・二条)(頼朝將軍記)、3若宮別當僧正隆辨(二例・三条)(宗尊親王將軍記)とある攸の、隆辨であること。而して此等(一)(二)に指摘した中で、取り分け、(二)の其れは、上述の如く、一品坊昌寛が独り頼朝將軍記而已に所見されるのに対して、隆辨が頼朝・頼朝・宗尊親王の三將軍記に互つて所見される事から判じて、前者の一品坊昌寛よりも、後者の隆辨の方が、本稿で討究対象とする「使者・使節発遣諸記事」而已ならず、当該記事をも含めた全記事に於ける所見事例数・所見条数双方の点でも、遙かに上廻つてゐるであろうことを充分に予察せしめるのである。事実、表三に示す如く、隆辨の所見条数が一一九条であるのに対し、一品坊昌寛の其れが二八条である

表三

事項 所見 順位	諸種 僧籍者名	所見条数	通稱・僧位・僧官・僧職等
1	隆辨	119条	若宮大僧正・鶴岡別當僧正
2	定豪	54条	東寺長者・鶴岡別當僧正
3	圓曉	38条	若宮別當・鶴岡宮別當法眼
4	行勇	37条	莊嚴房僧都・壽福・永福兩寺別當
4	道禪	37条	信濃僧正・道禪僧正
5	珍譽	36条	珍譽法眼・法印
6	觀基	31条	權大僧都・將軍家頼經御持僧
7	良信	30条	大藏卿法印・勝長壽院別當權大僧正
8	昌寛	28条	一品坊・成勝寺執行法橋
9	榮西	27条	壽福寺方丈・葉上房律師・葉上僧正
10	良基	26条	大納言僧正・松殿僧正
11	定親	25条	若宮別當・鶴岡別當法務
12	源性	21条	大輔房・將軍家頼家近習鞠足
13	嚴惠	20条	右大臣法印・醍醐寺僧
14	行慈	19条	大學房大學法眼・將軍家頼朝法華堂別當
15	義印	17条	加賀房・將軍家頼家御鞠衆
16	文學(覺)	16条	高雄文學房・神護寺文學上人
16	隆宣	16条	日光別當法橋・鶴岡八幡宮寺供僧
16	圓親	16条	宰相僧都・圓親法印
16	定清	16条	加賀律師・加賀法印
17	良暹	15条	伊豆山・走湯山住侶
17	公曉	15条	禪師公曉・鶴岡別當

〔備考〕 当表に掲記した僧籍者は、所見条数が15条以上の者であり、各々の所見条数が同じ場合は、先出順に随って配列してある。

ことから、然うした予察の妥当性が実証されるのである。処で、此の隆辨は、学識・機略共に富み、事務処弁等にも長け、才幹豊かで、宗教・政治・社会・文化等の各界・各分野に於いて活動・活躍したことは、世に著聞する故であり、其の営為と為事とは、中期鎌倉幕府を支えて余りあるものがあつた。該人士の功績・事蹟に就いては、既に加藤 功氏に「鎌倉の政僧」(『歴史教育』第一六卷 第二号)なる卓論があり、後学に裨益する攸頗る多大なるものがある。

次に《雑色》に就いて観てみるに、此の《雑色》の、頼朝將軍記以下、歴代諸將軍記毎の所見条数は、各々如何程かと謂うに、頼朝將軍記には六八条、頼家將軍記には五条、實朝將軍記には七条、頼經將軍記には八条、頼嗣將軍記には二条、而して宗尊親王將軍記には五条、の計九五条存し、此の中で具固有名の記されている事例（各事例の列挙順は、当該事例の初出順に隨い、各事例の下に其の所見年・月資料(1)に所見される者には、●印を付記してある。）は、

- 時澤 …………… 治承4・12・28、養和1・7・21、元暦1・5・12、文治1・4・12、同5・2・22、建久1・6・6、同5・9・2、同5・11・26、同5・12・22、同6・12・2の各条
- 濱四郎 …………… 養和1・7・21、文治1・12・7、同1・12・16の各条
- 鶴太郎 …………… 元暦1・5・21条
- 友行 …………… 元暦1・7・18条
- 宗重 …………… 元暦1・7・18、文治2・11・17の各条
- 定遠 …………… 文治1・1・6条
- 信方 …………… 文治1・1・6条
- 宗光 …………… 文治1・1・6条
- 里長 …………… 文治1・4・12、同3・7・4、同5・2・25、同6・2・6の各条
- 吉枝 …………… 文治1・4・29条
- 常通 …………… 文治1・5・12条

●鶴次郎 …… 文治 1 ・ 12 ・ 16、同 2 ・ 1 ・ 7、同 2 ・ 10 ・ 16、同 2 ・ 11 ・ 17、建久 3 ・ 9 ・ 17、同 6 ・ 2 ・ 4

の各条

●生澤五郎 …… 文治 1 ・ 12 ・ 16、同 2 ・ 11 ・ 17の各条

守清 …… 文治 2 ・ 1 ・ 9条

宗廉 …… 文治 2 ・ 6 ・ 13条

●里久 …… 文治 3 ・ 3 ・ 19条

●正光 …… 文治 3 ・ 6 ・ 29条

澤安 …… 建久 1 ・ 1 ・ 6、同 1 ・ 4 ・ 9の各条

眞近 …… 建久 1 ・ 2 ・ 5条

●常清 …… 建久 1 ・ 2 ・ 5、同 1 ・ 9 ・ 15、同 6 ・ 12 ・ 2の各条

利定 …… 建久 1 ・ 2 ・ 5条

●成里重 …… 建久 1 ・ 9 ・ 15、同 2 ・ 5 ・ 3、同 3 ・ 8 ・ 22、同 5 ・ 11 ・ 26の各条

基繁 …… 建久 2 ・ 3 ・ 13条

澤重 …… 建久 2 ・ 9 ・ 21条

國守 …… 建久 3 ・ 5 ・ 19条

成澤 …… 建久 3 ・ 8 ・ 22条

高三郎高綱 …… 建久4・5・30条

●吉野三郎 …… 建久5・1・30、同6・2・4の各条

●足立新三郎清經(常)…… 建久5・9・2、同6・2・8の各条

と存する如く、其の全てが独り頼朝將軍記而已に所見されるのである。之に依り、雑色（雑色）がより多く所見されるのは、頼朝將軍記であり、而して此の將軍記而已に具固有名表記の雑色（雑色）が所見されることを明らかにし得るのである。最後に、既に触れた「使者・使節発遣諸記事」にみる「被差遣者」のア（阿）（氏姓・名明確者）、イ（伊）（氏姓・名不明確者）、ウ（宇）（氏姓不明確者）、エ（江）（氏姓明確・名不明確者）、オ（奥）（僧籍者）の各事例が頼朝將軍記以下の歴代諸將軍記の各々に如何ように所見されるかを纏めて一括表示した表四を掲記し、之を以て上来のA事項・項目に関する説述の収束としたい。

ア								分類 將軍記
30 (2)	27 (2)	22 (3)	18 (4)	14 (4)	9 (6)	4 (8)	1 (34)	頼朝
34 (2)	28 (2)	23 (3)	19 (4)	15 (4)	12 (5)	5 (8)	2 (22)	頼家
35 (2)	29 (2)	25 (3)	20 (4)	17 (4)	13 (4)	7 (7)	3 (20)	
			一六条	12 (1)、 の一〇例・	9 (1)、 10 (1)、 11 (1)	4 (2)、 5 (2)、 8 (1)	1 (3)、 2 (2)、 3 (2)	
25 (1)	19 (2)	16 (2)	13 (2)	10 (2)	7 (3)	4 (3)	1 (6)	實朝
26 (1)	22 (1)	17 (2)	14 (2)	11 (2)	8 (3)	5 (3)	2 (4)	
27 (1)	23 (1)	18 (2)	15 (2)	12 (2)	9 (3)	6 (3)	3 (4)	
22 (2)	19 (2)	16 (2)	13 (3)	10 (3)	7 (6)	4 (7)	1 (9)	頼經
25 (2)	20 (2)	17 (2)	14 (3)	11 (3)	8 (5)	5 (7)	2 (8)	
26 (2)	21 (2)	18 (2)	15 (3)	12 (3)	9 (4)	6 (7)	3 (7)	
			一二条	18 (1)、 の一〇例・	15 (1)、 16 (1)、 17 (1)	8 (1)、 9 (1)、 13 (1)	1 (2)、 2 (2)、 4 (1)	頼嗣
	三二条	17 (1)、 の一六例・	14 (1)、 15 (1)、 16 (1)	11 (1)、 12 (1)、 13 (1)	8 (2)、 9 (2)、 10 (2)	5 (2)、 6 (2)、 7 (2)	1 (6)、 2 (5)、 4 (2)	

表四

イ																		
二五 条	91 (1)	88 (1)	79 (1)	73 (1)	70 (1)	67 (1)	63 (1)	54 (1)	46 (1)	四 例 ・ 一 八 四 条	93 (1)	82 (1)	76 (1)	53 (1)	45 (1)	41 (2)	36 (2)	
	の 二 五 例 ・	89 (1)	80 (1)	75 (1)	71 (1)	68 (1)	64 (1)	55 (1)	49 (1)		94 (1)	86 (1)	78 (1)	65 (1)	50 (1)	43 (2)	39 (2)	
		90 (1)	87 (1)	77 (1)	72 (1)	69 (1)	66 (1)	58 (1)	52 (1)		の 四	92 (1)	81 (1)	74 (1)	51 (1)	44 (1)	40 (2)	
									例 ・ 二 条	6 (1)								
										7 (1)								
									の 二									
				一 三 条	45 (1)	40 (1)	37 (1)	33 (1)	21 (1)									
				の 一 三 例 ・	41 (1)	38 (1)	34 (1)	30 (1)										
					42 (1)	39 (1)	35 (1)	31 (1)										
									の 三 例 ・ 三 条	35 (1)								
										39 (1)								
										40 (1)								
									の 六 例 ・ 六 条	11 (1)	5 (1)							
										12 (1)	6 (1)							
										14 (1)	7 (1)							

合計	オ	エ	ウ
九五例・二七一条	38 (2) の四例・二六条	83 (1) の四例・六条	84 (1) の一八例・四〇条 60 (1) 32 (2) 21 (3) 6 (7) 85 (1) 61 (1) 56 (1) 37 (2) 26 (3) 10 (6) 95 (1) 62 (1) 57 (1) 47 (1) 31 (2) 11 (5)
一二例・一八条			
四六例・八〇条	36 (1) の一例・一条	20 (2) の一例・二条	24 (1) 44 (1) の二 例・二条
四一例・一一八条	28 (2) の一例・二条	38 (1) の四例・六条	23 (2) 24 (2) 33 (1)
一八例・二二条	3 (2) の一例・二条	10 (1) の一例・一条	
一七例・三五条	3 (3) の一例・三条		

B 事項・項目に就いて

先ず、「鎌倉方被差遣者」の被差遣事由・目途等が如何ようなものであつたかを闡明すべく、煩を厭わずに、賴朝將軍記以下、歴代諸將軍記にみる然うした事柄を語り示す、或いは、然う考えられる条の大意・要約を掲記することから始めよう（各条頭部附記の数字は、既掲「使者・使節」・「発遣諸記事」に於けるものに同じである。）。

賴朝將軍記

- 1、2、3、四海泰平、萬民豐樂を祈願する攸の、大夫屬三善善信草案の御願書を伊勢大神宮へ奉進せんが爲。
- 4、5、武衛源 賴朝の指令に依り、木曾義仲を討伐せんが爲。
- 7、6、¹8、武衛の御使として洛陽を警衛し、殊に梶原景時、土肥實平兩者をして播磨以下の諸國を守備せしめんが爲。
- 10、8、¹6、²西海に向ひて奉行すべき事、特に土肥實平、梶原景時兩者等をして兵船を調へ置き、來たる六月を期して、海上和氣の時期に平家を追討すべき合戦を遂行せしめんが爲。
- 11、園城寺長吏僧正房覺の痼病を訪はせんが爲。
- 12、池前大納言(平 頼盛)親子を本官へ還任すべき事、源氏一族中、(源)範頼、(伏見)廣綱、(大内)義信、等に一州國司を聽さるべき事、等々を草する攸の、大夫屬入道善信の書信を高階泰經朝臣に送進せんが爲。
- 13、14、平家方隱逃の郎從等を討亡すべき旨の賴朝御書を伝達せんが爲。
- 15、源九郎(源 義經)主をして洛中に隱遁すると想察される平出羽守信兼を尋搜し、踵を廻らさずに、之を誅戮する旨を伝達せんが爲。

16、17、平氏追討の間、畿内近國に散在する武士等、事を兵糧に寄せ、處々に於いて諸種の狼藉を致すが故に、之を鎮撫せんが爲。

18、畿内に於いて雜訴成敗を爲す典膳大夫中原久經、近藤七(國平)両者等に召し仕はさるべき爲。

5²¹、19、20、21、廷尉源 義經の、前内府親子平 宗盛・清宗を相具しての歸洛に際し、件の囚人等を押送せんが爲。

22、昨年來、狩野介宗茂の許に預け置かれし(平)重衡卿を東大寺衆徒の申請に任せて南都に押送せんが爲。

23、葛上・神湯兩庄の事に就き、院廳御下文を賜與さるべき旨の、賴朝御書を京都へ伝達せんが爲。

24、25、南御堂供奉の導師への御布施、並びに同御堂の莊嚴具を奉行する事、又、平家縁坐の徒輩等に對し、早急に然るべき御沙汰を致さるべき事、等々を申上せんが爲。更に伊豫守源 義經亭に赴き、備前々司源 行家の在所を尋ね窺ひて、其の身を誅戮すると共に、義經自身の動靜をも具に偵察せんが爲。

26、伊豫守源 義經を誅戮せんが爲。

27、源 賴朝の御上洛に先立ちて、尾張、美濃兩國住人をして、足近、洲俣已下の渡々を警固すると共に、入洛後は最前に源 行家・義經兩者を誅戮すべき事、更に、其等双者が洛中不在の場合には、漸次、御上洛を待つべき事等を伝達せんが爲。

29、二品源 賴朝(忿怒の趣を左府(藤原經宗)に申上せんが爲。

30、31、源 行家・義經兩者等に就き、之を二品源 賴朝が痛く鬱し申されている旨を申上せんが爲。

32、源 行家・義經兩者叛逆の事、二品源 賴朝(鬱陶の事等を帥中納言(藤原經房)に伝奏せんが爲。

33、34、源 頼朝に依る、院奏の折紙書狀並びに右府藤原兼實への献上御書等々を進上せんが爲。又、今回の使者に

左典廩(一條能保)の下部黒法師丸が相副へられ、此れは京洛を案内せんが爲。

34¹、前出34に同じ。

33¹、前出33に同じ。

35、36、前出33の代役を勤め果さんが爲。

37、伊豆國の供御物たる甘海苔を京都へ進上せんが爲。

15¹、右府(藤原兼實)に攝政任命の詔を下賜されたとする二品源 頼朝の御願意を京都に申上せんが爲。

38、左典廩(一條能保)(二品源 頼朝外姓)(子息高能)の首服に贈物として御馬三匹、砂金、絹等を進呈せんが爲。

39、伊勢國の神領顛倒を處理奉行し、併せて諸國の兵糧米供出を停止する事等を北條殿(時政)に通達せんが爲。

40、松尾の延朗上人に丹波國篠村庄を宛て申さる旨を通達せんが爲。

41、法皇(後白河)御灌頂の御用途等を關係各管内諸國に課せんが爲。

42、攝録御家領等の事を道理に任せて仰せ下さるべき事、又、源 行家・義經兩者、尚、洛中に在つて叡岳の惡僧等、之に同意し結構するの由、風聞あり。故に、斯様な事態・情勢に対し、殊に申し沙汰せらるべき事、若し然様な事が實事であれば、彼の山に勇士等を差し登せ、件の惡僧等を搜求すべき事等を帥中納言(藤原經房)に奏達せんが爲。

44、故入道前池大納言平 頼盛の舊跡を訪はしめんが爲。

- 47、諸處の莊園に割り當てられていた上皇(後白河院)の熊野詣御用途を進上せんが爲。
- 35²、木工頭藤原範季朝臣の伊豫守源 義行(義經への同意・加擔を追尋すべきことを北條兵衛尉時定)に指令せんが爲。
- 1¹、伊豫守源 義經の叛逆を鎮撫すべき御祈禱として、伊勢大神宮に御神馬八疋、砂金二十兩、御劔二腰を送進せんが爲。
- 10¹、來月上旬予定の法皇(後白河)の熊野詣に供用される御貢馬十匹を献上せんが爲。
- 48、法隆寺領鵜庄の地頭金子十郎(家忠)に依る、同庄の押領を停止すべき沙汰を迅速に執行させんが爲。
- 30¹、百部の大般若經轉讀の結願に就き、其の卷數を仙洞(後白河法皇)に進上せんが爲。
- 45²、閑院皇居の修復に就き、之を言上すると共に、藤原經房の大納言昇進の件を京洛方の形勢・情勢に随つて奏上せんが爲。
- 49、畠山二郎重忠の眼代内別當眞正に依る、員部大領家綱所從等への濫行の科を糺行せんが爲。
- 50、右武衛(一條能保)の姫公、御乳母として御參内あるべき事に就き、長絹百疋等を御家人等に沙汰せんが爲。
- 52、洛中狼藉の事、關東の御家人等の所爲たるかの由、疑貽あるの旨、風聞するの間、之を尋ね沙汰せんが爲。
- 51¹、前出52に同じ。
- 53、(藤原秀衡入道、前伊豫守)源 義經を扶持し、反逆の用意あるやに見受けられると謂ふ奥州の形勢を具に京都に言上せんが爲。
- 54、法皇(後白河)の御灌頂を御訪ふ用途として、既に調へ置く攸の、御貢馬を運送せんが爲。

51²、前出52に同じ。

52¹、前出52に同じ。

55、御貢馬三疋を京進せんが爲。

56、來たる十一日予定の法皇(後白河)の熊野御參詣に就き、砂金を進上し、併せて院御分國たる美濃・播磨・備前三ヶ國中、武士等に依り、押領されているとする事に就き、其の押領者の特名注文を賜れば、其れに下知を加ふべき旨を言上せんが爲。

57、二品源 頼朝は、殊に六條殿の回祿を驚き申されて、院(後白河)に御書を進上されると共に、件の事態に就き、能く心得て然るべき御見舞ひを奏上されたき旨の御書を右武衛(一條能保)に遣はせんが爲。

11¹、伊豫守(源 義經)逐電の後、御沙汰の次第頗る寛宥の間、人心尙、凶惡を事とする故に、尤も迅速の御沙汰に及ぶべき旨を奏進せんが爲。

31¹、(藤原)泰衡の自儘なる請文、些かも御許容の限りでなく、之を迅速に追討すべき宣旨を下されん事をば、重ねて奏上する旨の御消息を帥中納言(藤原經房)に進獻すると共に、事の序を以て、鶴岡の塔供養願文を調べ給はるべき事、然るべき導師を計ひ給ふべき事等を申請せんが爲。

58、去月晦日、藤原泰衡が民部少輔(藤原基成)の居館に於いて、與州(源 義經)を誅殺せし事に依り、來月九日予定の鶴岡八幡宮寺塔供養を延期するとした二品源 頼朝の、御消息並びに板垣三郎兼信の違勅の事に就き、尋ね沙汰すべき院宣を下さるる間、其の御請文等を帥中納言藤原經房に奉進せんが爲。

60、官吏に依り齎らされる追討宣旨は、遅留仕り勝ち故に、左兵衛督(一條能保)に仰せて、其の飛脚を以て給はるべき事を奏請する旨の御消息を帥中納言藤原經房に送進せんが爲。

11²、八月八日、十日の兩日に合戦を遂げ、而して昨二十二日平泉に着到、更に當地より深山へ逃走した藤原泰衡を追求せんと謂ふ旨の御消息を右武衛(一條能保)に送進せんが爲。

15²、主計允(二階堂)行政執筆になる奥州合戦次第に就いての頼朝御消息を帥中納言(藤原經房)に進獻せんが爲。

62、奥州の(藤原)泰衡を追討し、其の黨類を召し具して鎌倉へ歸還せし事を主内容とする因幡前司(中愿)廣元執筆になる頼朝御消息を帥中納言(藤原經房)並びに右武衛(一條能保)に送進せんが爲。

45⁷、奥州鎮定後、該地を所務せしめ給ふべき條々の事、奥州合戦に於ける勲功に對しての勸賞は、努めて固辭する事、此等の中、殊に後者の件に關して、戰場に臨み、武威を振るふは、武人の最も心すべき事である。此れは亦、然うした戰場に於ける勲功者の子孫苗裔の感覺・認識からすれば、己が祖先の功勞を顯彰記念すると共に、其の英靈を慰めたく思念するのは、人情自然の發露と言えよう。仍つて合戦での勲功に報いるに褒賞を以てするは、當然のこととして、其の姓名は報告されるべきではあるが、其れは、褒賞を固辭する手前からすれば、明らかに思考と行動とが扞格齟齬することになる。又、斯うした勲功が報告の折紙の如き形で諸記録等に貼付乃至添付されて永く保存されると、是れが後代に於いて披覽された際に、其處に名字の記し留められていない者は、其れの記し留められている者の場合と異なつて、己が祖先達を然程顧みることをせずに、自ずと其の祖先達に對し敬慕の情念を持ち難く、動もすれば、恨みの思念さへ抱かしめ兼ねぬ許りか、其れに加えて、斯かる往昔に於ける祖

先達の爲した勲功の有無・強弱の度合に依り、各々の苗裔間に有形無形の好ましからざる情感を抱懐せしめる因由ともなり得るであらうことが充分に想察されるのである。斯様な事情から、近々京洛への使者として差遣される予定の(中原)廣元が、帥卿(藤原經房)や右武衛(一條能保)に觀謁する折に、斯様な事情や事由を内々に申し告げるようにとの指令をば、其の主君たる源 頼朝より受けており、而して上述の如き意義内容を有する事柄を果たさんが爲。

45⁸、前出45⁷に加うるに、龍蹄百餘疋、綿千兩をば、仙洞後白河院を始め京洛に於ける人士達に贈物として送進せんが爲。

63、藤原泰衡征伐の勲賞を重ねて辭し申すと共に、降人等の配流に關する官符を請う趣意を一紙に載せて奏上せんが爲。

65、仙洞後白河院に鷲羽一櫃を進上せんが爲。

66、安田義定は、違勅の科有りとこの廉で、其れ迄七ヶ年知行の遠江國守より下總國守へ遷任せられた。此の任地國替に依り、其の心情たるや、悲歎尤も休み難く、復任を翹望して申狀を二品源 頼朝に提出した。斯件の事態に就き頼朝は、執奏せしむるの趣有りとして、御書に其の申狀を副へて、之を飛脚に托して院奏させんが爲。

30³、一條能保殿室家の卒去に就き、之を訪ひ申さんが爲。

11³、太神宮役夫工料米の事に就き、信濃國に未濟の所々在る旨、造宮使言上するの間、之を催して獻すべきの旨を伝達する使者に副へられて、之に同行せんが爲。

31³、來たる十月予定の御上洛に先駆けての六波羅に於ける御亭新造を奉行せんが爲。

68、今年御上洛あるべきに依り、二品源 頼朝の京洛に於ける宿所地を治定せんが爲。

45³、二品源 頼朝の御上洛に先立ち、京洛に於いて沙汰し措くべき事等を成し行はせんが爲。

70、平家没官地の中、未だ地頭の不補地が所々に在り、斯かる情況を巡檢せんが爲。

71、前出70の使者に相副へられて、之に同行せんが爲。

6、⁴延曆寺の象徒、(佐々木定重の黨類を申し請くべきの由、強訴に及ぶの旨、罪科通るる攸無しとして、早く其の科を行はるべき事を奏聞せんが爲。

46³、(佐々木)定綱、定重兩者の事に依り、山門の強訴更に休み難く、殆ど定重を斬罪に處せらるべきの由を申す事態に對處せんが爲。

72、佐々木定綱亂行の件に就き、(三善善信起草の高三位高階泰經卿宛源 頼朝奏狀を京洛に伝達せんが爲。

15³、大理二條能保の姫君、左大將(藤原)良經卿に嫁し給ふべき件に就き、姫君の御裝束、女房五人、侍五人の裝束並びに長絹百疋の中、殊に長絹を京洛に調進せんが爲。

31⁵、法住寺殿修造の功を終へんが爲。

73、鶴岡八幡宮寺の神事を執行すべく、神樂の秘曲を相傳せんが爲。

45¹⁹、(後白河)法皇の御不豫平癒を祈禱し、以て幕下(頼朝)秘藏の御劔及び御神馬を石清水八幡宮に進奉せんが爲。

74、園城寺北・中・南三院へ入堂せんが爲。

75、前出74に就き、長途の兵士として相副へられ、供奉せんが爲。

73¹、前出73に同じ。

76、來月、長門江太景國に相伴なわれて上洛せんが爲。

77、來月、若公（前出76後稱貞曉）を相具して上洛せんが爲。

76、仁和寺の隆曉法眼の弟子となり、入室せんが爲。

77、若公（前出76）の上洛に扈從せんが爲。

78、前出771に同じ。

79、前出771に同じ。

80、前出79に同じ。

81、前出79に同じ。

71、前出79に同じ。

14、前出79に同じ。

35、來月予定の一條黃門（能保の熊野山參詣に当たり、白布五十端、龍蹄二疋等の贈物を送進せんが爲。）

82、前出354に同じ。

83、御貢馬五疋を獻上せんが爲。

84、舊院後白河院周闋の御佛事の奉爲に召し聚められた長絹五百疋を京進せんが爲。

43、文學上人、東大寺造營料の國領を以て、或いは弟子と稱し、或いは檀那と號して俗人に分與するの由、其の風聞

在るに依り、二品源 賴朝、殊に痛み思し召されて、之に諫諍を加へんが爲。

15、前出⁴³に同じ。

73、去ぬる頃交、鶴岡若宮の陪從(大)江右近將監久家が二品(源 頼朝)の意を受けて上洛したのは、右近將監(多)好方に屬して神樂の秘曲を傳習せんが爲である。

85、伊豆國の土産甘海苔を京進せんが爲。

86、將軍家の御齒の御勞を治癒すべき良藥を尋ね求められんが爲。

11、東大寺供養に供すべく、御布施の用途に就いての送文を京進せんが爲。

87、將軍家の御齒の御勞療法に就き、京洛在住の醫家に尋問せんが爲。

88、伊勢大神宮並びに熱田社に御神馬及び御劍等を奉獻せんが爲。

89、永福寺内の新造堂舎の事に就き、今年中に供養を遂げらるべく、其の導師として東大寺別當僧正を請じ申されんが爲。

90、御貢馬八疋並びに砂金、紫絹、染絹、綿等を京進せんが爲。

11、武藏、相摸兩國分の乃貢等を京進せんが爲。

72、前出¹¹に同じ。

91、相摸、武藏兩國分の乃貢等を京進せんが爲。

31、將軍家の南都東大寺供養御結縁の爲の御上洛に先立ちて、六波羅御亭に修理を加へんが爲。

15、將軍家の御上洛に就き、海道の驛家等に於ける雜市や、渡しの船橋の用意やを相觸れしめんが爲。

93、前備前守行家及び大夫判官義顯(義經)の殘黨等、將軍家御上洛の次を伺ひて、會稽の本意を遂げんとする、との巷説在るに依り、驛々に於いて子細を尋聞し、秘計を廻らして其等徒輩等を捉搦せんが爲。

94、前出93に同じ。

71²、御貢馬八疋を京進せんが爲。

95、駿河國富士郡の濟物たる綿千兩を京進せんが爲。

11⁶、前出95に同じ。

57¹、相摸、武藏兩國所濟の糸、綿等を京進せんが爲。

頼家將軍記

96、中將家源 頼家御當年の星祭を行ふべきの由を、主計頭安倍資元朝臣に仰せらるの趣、(中原廣元朝臣の奉書に載せて之を京進せんが爲。

97、姫君(乙姫)に療養を加へ奉るべく、針博士丹波時長を招聘せんが爲。

98、(梶原景時及び其の伴類を搜り求めて、之に誅罰を加へんが爲。

99、貢金五百兩並びに御馬廿疋を京進せんが爲。

100、近江國住人柏原彌三郎を追討せんが爲。

101、前出100に同じ。

104、源 頼家の左衛門督の辭狀を奉上せんが爲。

78¹、阿野法橋全成子息頼全を誅戮せんが爲。

實朝將軍記

105、京都を警固すると共に、西國に所領を有する徒輩は、伴黨として在京せしむべき旨の御書を廻らさんが爲。

67⁴、將軍家の御代始として京畿御家人等、殊に忠貞を挿み、貳心存ずべからざるの由、之を相觸れ、且つは、起請文を召し進ずべきの趣旨を武藏守平賀朝雅並びに掃部頭中原親能入道寂忍等の許へ伝達せんが爲。

106、前出67⁴に同じ。

107、將軍家御慶賀の後、始めて御神馬を石清水八幡宮に奉納せんが爲。

108、伊賀、伊勢兩國に於ける平氏謀叛に備へて、晝夜雑色等を各方面へ派遣され、武藏守平賀朝雅が下知に隨ひて發向すべきの旨、重ねて京畿御家人等に伝達せんが爲。

57²、伊勢内外兩宮に御馬二疋を献上せんが爲。

109、前出57²に同じ。

110、坊門前大納言信清卿息女、將軍家御臺所として下向せしめ給ふべきに依り、之を御迎へんが爲。

69¹、前出110に同じ。

94¹、前出110に同じ。

101²、前出110に同じ。

110¹、前出110に同じ。

111、右衛門權佐(平賀)朝雅を誅戮すべきの由、在京御家人等に伝達せんが爲。

112、前出111に同じ。

89²、京都守護として上洛せんが爲。

115、上皇(後鳥羽院)の熊野御幸に就き、其の扈從として供奉せんとする坊門忠信卿へ、龍蹄並びに羈旅の調度等を獻上せんが爲。

116、尼御臺所(北條政子)、熊野山參詣の御宿願を果たせんが爲。

117、前出116に就き、尼御臺所に扈從せんが爲。

114¹、將軍家、御夢想に依り、住吉社に御詠歌二十首を詠進すると共に、去ぬる建永元年御初學以後の御歌卅首を撰び、藤原定家卿に合點を請はんが爲。

118、明王院僧正公胤、長講堂供養の御導師たるべきに依り、其の上童等に裝束を贈與せんが爲。

120、坊門院(範子)内親王崩御に就き、御訪ひ申せんが爲。

121、山門騒動の事に就き、京畿在住御家人等を相催して、園城寺を警固すべき由を駿河守(中原)季時、(佐々木)左衛門尉廣綱兩者等に伝達せんが爲。

122、去月廿五日、坊門中納言忠信卿、遊放の事に依り、勅勘を蒙る由風聞あり。之に就き、事の次第等を確認せんが爲。

124、將軍家、石清水八幡宮並びに六條新八幡宮に御神馬二疋を獻上せんが爲。

120²、熊野山奉幣使として參詣せんが爲。

125、和田義盛、既に誅伏せらると雖も、餘黨紛散して未だ其の存亡を知らず。凡そ、京畿間に骨肉あり。不日に竊索の儀無くば、後昆の狼啖を斷ち難しとして、義盛殘黨を搜索せんことをば相州(北條義時)、大官令(中原廣元)兩人連署の御書を以て、之を京洛に申し送らんが爲。

(126) (中原廣元朝臣奉行して、在京武士の鎌倉方への參向を禁じて、院御所を守護すると共に、西海に謀叛を惹起せんとする徒輩等に對し、用意を致すべき旨の、相州(北條義時)、大官令(中原廣元)兩人連署の御書を、在京御家人中に送達せんが爲。

129、新造御所の御障子の畫圖に就き、將軍家が其の事書等を佐々木太郎左衛門尉廣綱が許に送付せしめんが爲。

130、山門騒動の件に就き、幕府として對處せんが爲。

131、將軍家御臺所の御使として、坊門内府(信清)御除髪の儀、又、御逆善の儀に就き、此等儀式の爲の捧物を進上せんが爲。

103¹、將軍家御臺所の嚴閣(坊門信清)御に就き、之を御訪ひ申さんが爲。

121¹、前出103¹に同じ。

132、殷富門院(亮子内親王)崩御に就き、之を弔慰せんが爲。

133、上皇(後鳥羽院)の御惱見舞をせんが爲。

116¹、尼御臺所(北條政子)の熊野山御參詣に就き、其の沙汰あり。

117¹、尼御臺所(北條政子)の熊野山御參詣に當たり、其の扈從に就き沙汰あり。

116²、尼御臺所(北條政子)の熊野山御斗敷の爲。

117²、尼御臺所(北條政子)の熊野山御斗敷に隨伴扈從せんが爲。

134、將軍家、近衛大將を所望される旨を表明せんが爲。

135、將軍家、近衛大將を所望される事に就き、必ず左大將補任の旨を言明せんが爲。

136、皇子(懷成(後稱)仲恭(天皇))御降誕を賀し申されんが爲。

137、伊勢太神宮に奉幣せんが爲。

138、將軍家御薨逝を京洛に御報知せんが爲。

137¹、前出137に同じ。

139、六條宮・冷泉宮兩所の間、關東將軍として下向せしめ給ふべし、とする禪定二位家(北條政子)の御意嚮を奏請せんが爲。

140、京洛を警固せんが爲。

141、京洛を守護せんが爲。

117⁵、仙洞の御使内藏頭藤原忠綱朝臣を以て仰せ下された攝津國長江・倉橋兩庄の地頭職改補の件、並びに將軍家御下向の件、等に就きての幕府方針乃至意嚮を伝奏せんが爲。

賴經將軍記

142、一院(後鳥羽院)の御惱見舞ひをせんが爲。

102、若君(藤原賴經)着袴の儀、無事を啓報せんが爲。

143、七條院三條御所の放火人等を糺斷すべき由を(源)親廣入道、(伊賀)光季兩者等が許に通達せんが爲。

135²、「天下を鑿みるに、世大いに濫れて、兵を徴すべし。泰時吾を瑩かさば、太平を得む」と謂ふ禪定二位家北條政子の御夢想に示現され給ふた伊勢大神の御告示を信奉して、當社に幣を捧げんが爲。

154、大官令禪門(大江廣元)に依る、文治元年の先規を勘考整理した事書を送進せんが爲。

135⁴、世上無爲に屬せし事に就き、二所太神宮に諸所の地を寄せ奉る寄附狀を謹呈し、以て報賽の誠を捧げんが爲。

155、藤原賴經第擴張の件に就き、犯土・造作の事、陰陽道家一揆せざるに依り、之を該長官等に尋ね決せられんが爲。

156、太上法皇(後高倉院)崩御を御訪ひ申さんが爲。

157、前奥州(北條義時)卒去の事を京洛に報知せんが爲。

158、前奥州(北條義時)卒去後の政情不穩な狀況下、殊に京畿の人意尤も疑ふべしとして、洛中警衛に盡力せんが爲。

145¹、前出158に同じ。

103²、藤原賴經の御任官並びに征夷大將軍宣下等を奏請せんが爲。

103³、前出103²に同じ。

159、大内裏焼亡の件に就き、之を御見舞ひせんが爲。

147¹、前出159に同じ。

78²、太政大臣(西園寺公經)御臺所(全子)御早世を御訪ひ申されんが爲。

- 106¹、南都と多武峯との合戦に就き、京洛に申入れをせんが爲。
- 160、北條泰時、南條七郎次郎以下四名を、京洛の多好氏に就きて和琴及び神樂の秘曲を傳授せしめんが爲。
- 161、前出160に同じ。
- 162、前出160に同じ。
- 163、前出160に同じ。
- 152¹、大番勤仕の任務に就かんが爲。
- 164、京都守護の任務に就かんが爲。
- 164¹、六波羅探題に祇候せんが爲。
- 103⁶、園城寺衆徒分散の事に就き、尋ね沙汰あるべきが爲。
- 165、皇子(秀仁(後稱) 四條天皇)御誕生の事を賀し申さんが爲。
- 166、五十ヶ條の式條に、和字御書を相副へて六波羅へ送遣せんが爲。
- 167、禪定殿下(藤原基通)の御事を訪ひ申さんが爲。
- 152²、藻壁門院御懷孕の間、御惱見舞ひをせんが爲。
- 168、女院(藻壁門院將 重家御姉)崩御を御訪ひ申さんが爲。
- 168¹、前出168に同じ。
- 154²、前出168に就き、武州の御使として御訪ひ申さんが爲。

169、前殿下(藤原教實)薨去を御訪ひ申さんが爲。

170、石清水八幡宮寺領を守護せんが爲。

170¹、前出170に就き、石清水八幡宮寺頻りに言上するの間、源 保茂に重ねて仰せ下さる。

142⁵、南都象徒の蜂起を相鎮めんが爲。

170²、前出170に就き、石清水八幡宮社領守護を奉じ、其の任務を遂行せんが爲。

171³、大閤藤原道家、來月御物詣あるべきの間、御羈旅の御調度を進獻せんが爲。

171⁵、將軍家、禪閣(藤原道家)御不例を御見舞ひせんが爲。

172、前武州(北條泰時)、禪閣(藤原道家)御不例を御見舞ひせんが爲。

173、禪定殿下(藤原道家)御灌頂あるべきに依り、御捧物を京洛に進獻せんが爲。

174、皇子御降誕の御加持祈禱をせんが爲。

172¹、若君(藤原頼嗣)御元服の事を報知すると共に、其の御任官叙位及び征夷大將軍補任等の事を奏請せんが爲。

175、今出河相國禪閣(西園寺公經)薨去を御訪ひ申さんが爲。

頼嗣將軍記

172³、前出172¹に同じ。

175²、前出175に同じ。

176、入道正五位下行武藏守平朝臣(北條)經時卒去を京洛に報知せんが爲。

177、前將軍家藤原賴經御歸洛に就き、路次供奉をせんが爲。

178、左近將監北條時頼の相摸守(北條重時)宛御消息、即ち、奏聞する一通、近國の守護、地頭等に下知する一通、の計二通を六波羅探題に送遣せんが爲。

179、前出178に同じ。

181、大神宮新年祭の例日たるに依り、同神宮へ御幣物を進奉せんが爲。

174²、園城寺興隆を図ると共に、龍華會を執行せんが爲。

182、相州(北條時頼)室家の懷孕著帶加持の事に就き、若宮別當法印隆辨を招請せんが爲。

183、前出182に同じ。

184、前出182に同じ。

185、准后(將軍家御祖母 藤原道隆)(の御事を將軍家の使者として御訪ひ申さんが爲。

186、准后(將軍家御祖母 藤原道隆)(の御事を北條時頼の使者として御訪ひ申さんが爲。

187、奥州(北條重時)、相州(北條時頼)、當將軍家頼嗣の執權を辭せしめ、上皇(後嵯峨院)第一皇子(後稱宗 尊親王)を將軍家後繼者と
して御下向あるべきの由を申請せんが爲。

188、前出187に同じ。

宗尊親王將軍記

187¹、前出187に同じ。

188¹、前出187に同じ。

189、宮(後稱宗尊親王)御下向に就きて條々の事、六波羅大夫將監北條長時朝臣に仰せ遣はされんが爲。

190、宗尊親王無爲に鎌倉御下著の由を奏聞せられんが爲。

191、女院(宣陽門院)の御事を御訪ひ申さんが爲。

192、宗尊親王御不豫御平愈の事を京洛に申上せんが爲。

174⁴、如意寺鎮守諸社を勸請し、以て同寺を興隆せんが爲。

174⁵、前出174⁴に同じ。

193、女院(承明門院、後鳥羽天皇妃、爲仁親王(後稱土御門天皇)御生母)の御事を訪ひ申さんが爲。

194、山門、蘭城寺兩門確執の事に就き、之に對處せんが爲。

180¹、前出194に同じ。

195、前出194に同じ。

194¹、前出194に同じ。

180²、前出194に同じ。

193²、仙洞の儀たる廂家の結番の件に就き、之を關東に摸せらるる事の、内々の叡慮を窺ひて勅許を得、又、侍の參昇を何様に爲すべきかをも問ひ申さんが爲。

195²、前出193²に同じ。

174⁶、園城寺三摩耶戒壇設立の要請認可を得んが爲。

196、院後嵯峨上皇の御惱を奉問し、御占の勘申次第を奏上せんが爲。

193³、前出196に同じ。

197、院後嵯峨上皇の御惱御減を賀し申さんが爲。

198、院後嵯峨上皇の御惱御更發を御見舞ひせんが爲。

199、在京せんが爲。

190¹、前出199に同じ。

195³、去る十四日の大風に依り、諸國損亡し、百姓愁歎するの間、撫民の儀を以て、將軍家の御上洛延引を仙洞に申上せんが爲。

185¹、山門、園城兩寺騒動の事に就き、幕議決定を経て、其の方針・施策を報知せんが爲。

此等「被差遣者」の被差遣事由・目途等の大要・要約を叙述する記事に依り、其の事由・目途等の内容や其処に包蔵されている意義やを、より簡潔、且つ、より明確に把握し得るのであり、之を大凡、次の如く分類整理し得よう。
(各分類諸事項・項目の下に記す数字は、先に掲げた各「被差遣者」の差遣事由・目途等の大要・要約を叙述する記事に付記した通番号である。以下同様)。

(一)、鎌倉方の京洛方への、(1) 政治行政・經營施策関係 (2) 軍事行政・警衛施策関係 (3) 宗教行政・經營施策関係 等の各方面に於ける進出・介入・関与、等に関わる記載に就いて
(此の(1)・(3)に分類されている各事例の全てが、必ずしも斯く在る如く厳然と分類整理されたもの許りとは断言しえず、其処には、解釈や理解の

仕方に依り、多少は流動的なものもあることを、申し述べておかねばならない。)

(1) に関して …… 12、18、5²¹、19、20、21、22、23、29、30、31、32、33、34、34¹、35、36、37、15¹、38、40、41、

42、44、47、10¹、48、45²、49、50、53、55、56、57、11¹、31¹、58、60、11²、15²、62、45⁷、45⁸、63、65、66、30³、31³、68、45¹³、70、71、72、15³、31⁵、73、73¹、76、77、76¹、77¹、78、79、80、81、71¹、14²、35⁴、

82、83、43³、15⁵、73²、85、86、87、89、90、11⁵、72¹、91、31⁶、15⁶、93、94、71²、95、11⁶、57¹、(以上九〇例(賴朝將軍記))、97、99、101、104、(以上四例(賴家將軍記))、67⁴、106、110、69¹、94¹、101²、110¹、89²、115、116、

117、114¹、120、122、129、131、103¹、121¹、132、133、116¹、117¹、116²、117²、134、135、136、138、139、117⁵、(以上三〇例(實朝將軍記))、142、102¹、154、155、156、157、103³、159、147¹、78²、160、161、162、163、152¹、164、164¹、165、166、

167、152²、168、168¹、154²、169、171³、171⁵、172、172¹、175、(以上三一例(賴經將軍記))、172³、175²、176、178、179、185、186、187、188、(以上九例(賴嗣將軍記))、187¹、188¹、189、190、191、192、193、193²、195²、196、193³、197、198、199、

(2) に関して …… 4、5、7、6¹、8、10、8¹、6²、13、14、15、16、17、24、25、26、27、35²、52、51¹、51²、52¹、(以上二二例(賴朝將軍記))、98、100、101、78¹、(以上四例(賴家將軍記))、105、108、111、112、125、(126)、140、141、(以上八例(實朝將軍記))、143、158、145¹、(以上三例(賴經將軍記))、177、(以上一例(賴嗣將軍記))、

(3) に関して …… 1、2、3、11、39、1¹、30¹、11³、6⁴、46³、45¹⁹、74、75、84、11⁴、88、(以上一六例(賴朝將軍記))、96、(以上二例(賴家將軍記))、107、57²、109、118、121、124、120²、130、137、137¹、(以上一〇例(實朝將軍記))、135²、135⁴、

106¹、103⁶、170、170¹、142⁵、170²、173、174、(以上一〇例(賴經將軍記))、181、174²、182、183、184、(以上五例(賴嗣將軍記))、

181、174²、182、183、184、(以上五例(賴嗣將軍記))、

記)、174⁴、174⁵、194、180¹、195、194¹、180²、174⁶、185¹、(以上九例(宗尊親王將軍記)、

(二)鎌倉方に依る、反鎌倉勢力(者)、即ち、(1)木曾義仲及び其の伴類與同加擔者等 (2)平家及び其の伴類與同加擔者等

(3)源 義經・同行家及び其の伴類與同加擔者等 (4)藤原泰衡及び其の伴類與同加擔者等 (5)梶原景時及び其の伴

類與同加擔者等 (6)柏原彌三郎及び其の伴類與同加擔者等 (7)阿野頼全及び其の伴類與同加擔者等 (8)平賀朝雅

及び其の伴類與同加擔者等 (9)和田義盛及び其の伴類與同加擔者等への對應方針・對處施策、等に関わる記載に

就いて (当事項・項目に於ける(1)~(9)なる配列は、鎌倉方に依る、反鎌倉方勢力者への對應方針・對處施策、等の試み
られた時期の順次に随っている。此れは、左記の(三)事項・項目に於ける(1)~(9)なる配列に就いても同じである。)

(1)に関して…4、5、(以上二例(頼朝將軍記)、

(2)に関して…10、8、6、²13、14、15、16、17、24、25、(以上一〇例(頼朝將軍記)、108、(以上一例(實朝將軍記)、

(3)に関して…24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、¹34、¹33、35、36、42、²35、¹1、¹11、93、94、(以上一〇例

(頼朝將軍記)、

(4)に関して…53、31、¹58、60、11、²15、62、45、⁷63、(以上九例(頼朝將軍記)、

(5)に関して…98、(以上一例(頼朝將軍記)、

(6)に関して…100、101、(以上二例(頼朝將軍記)、

(7)に関して…78、¹(以上一例(頼朝將軍記)、

(8)に関して…111、112、(以上二例(實朝將軍記)、

(9)に関して…125、(126)、(以上二例(實朝將軍記)、

(三) 右記(二)の、(1)〜(9)各々に関する鎌倉方の京洛方への注進・報告・注文・要望・要請、等に関わる記載に就いて
(1)に關して…ナシ

(2)に關して…10、8、¹6、²13、14、15、16、17、24、25、(以上一〇例(賴朝將軍記))、108、(以上二例(實朝將軍記))、

(3)に關して…24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、34¹、33¹、35、36、42、35²、1、11¹¹、93、94、(以上二〇例

(賴朝將軍記))、

(4)に關して…53、31¹、58、60、11²、15²、62、45⁷、63、(以上九例(賴朝將軍記))、

(5)に關して…98、(以上二例(賴家將軍記))、

(6)に關して…100、101、(以上二例(賴家將軍記))、

(7)に關して…ナシ

(8)に關して…111、112、(以上二例(實朝將軍記))、

(9)に關して…125、(126)、(以上二例(實朝將軍記))、

四、鎌倉方から京洛方への諸使者・使節差(免遣の具象的事由・目途等)に関わる記載に就いて(当事項・項目に於けるア〜コなる配列は、各事例数の優越順次と、各事例の初出順次との双方に随っている。)

ア、物品進(目上・京進)に關して…37、38、47、1、10¹、50、54、55、56、45³、65、15³、45¹⁹、35⁴、82、83、84、85、

88、90、11⁵、72¹、91、71²、95、11⁶、57¹、(以上二七例(賴朝將軍記))、99、(以上一
例(賴家將軍記))、107、57²、109、115、118、124、131、137、137¹、(以上九例(實朝將軍記))、

例、 135²、 135⁴、 171³、 173、 (以上四例(賴經將軍記))、 181、 (以上二例(賴嗣將軍記))、 の計四二

イ、 死没者弔慰・弔問に関して…………… 30³、 (以上二例(賴朝將軍記))、 120、 103¹、 121¹、 132、 (以上四例(實朝將軍記))、 156、

78²、 167、 168、 168¹、 154²、 169、 175、 (以上八例(賴經將軍記))、 175²、 185、 186、 (以上三例

(賴嗣將軍記))、 191、 193、 (以上二例(宗尊親王將軍記))、 の計一八例、

ウ、 文化・教養・技能・技藝の修學・攝取・相傳・傳授に関して…………… 73、 73¹、 73²、 73³、 (以上四例(賴朝將軍記))、 114¹、

129、 (以上二例(實朝將軍記))、 160、 161、 162、 163、 162¹、 160¹、 (以上六例(賴經將軍記))、 の計一二例、

エ、 罹病者奉問・慰問・見舞に関して…………… 11、 (以上一例(賴朝將軍記))、 133、 (以上一例(實朝將軍記))、 142、 152²、 171⁵、 172、

(以上四例(賴經將軍記))、 196、 193³、 197、 198、 (以上四例(宗尊親王將軍記))、 の計一〇例、

オ、 源家若君(後稱貞曉)の寺院入室に関して…………… 76、 77、 76¹、 77¹、 78、 79、 80、 81、 71¹、 14²、 (以上一〇例(賴朝將軍記))、 の

計一〇例、

カ、 鎌倉方要人の熊野山斗敷に関して…………… 116、 117、 116¹、 117¹、 116²、 117²、 (以上六例(實朝將軍記))、 の計六例、

キ、 龍象招請・招聘に関して…………… 89、 (以上一例(賴朝將軍記))、 182、 183、 184、 (以上三例(賴嗣將軍記))、 の計四

例

ク、 回祿見舞・慰問に関して…………… 57、 (以上一例(賴朝將軍記))、 159、 147¹、 (以上二例(賴經將軍記))、 の計三例

ケ、 醫藥・醫療・醫師の尋求・攝取・導入・招聘に関して…………… 86、 87、 (以上二例(賴朝將軍記))、 97、 (以上一例(賴家

將軍記)の計三例、

コ、皇子御降誕慶賀言上に關して……………136、(以上一例(實朝將軍記)、165、(以上一例(賴經將軍記)、の計二例、

此等(一)〜(四)なる分類整理、中に就き、(一)〜(三)なる其れに在つては、(一)に就いては表五、(二)に就いては表六、(三)に就いては表七が各々示す如く、其の孰れに於いても、各將軍記毎の各該当事項・項目・事例数のトータルで最も多いのは、賴朝將軍記であり、逆に、其れの最も少いのは、賴家將軍記であることや、(二)(三)なる分類整理に在つては、(二)に就いては表六、(三)に就いては表七が各々示す如く、其の孰れに於いても、歴代諸將軍記中、(1)〜(9)なる事例が所見されるのは、賴朝、賴家、實朝の三將軍記であり、而して此等三將軍記に後続する賴經、賴嗣、宗尊親王の三將軍記でない——此等三將軍記には全く所見されない——ことやを闡明し得るのである。

表五

將軍事例	賴朝	賴家	實朝	賴經	賴嗣	宗尊親王	合計
(1)	九〇	四	三〇	三	九	一六	一八〇
(2)	三三	四	八	三	一		三八
(3)	二六	一	一〇	一〇	五	九	五二
合計	一五六	九	四八	一四	一五	二五	二六五

表六

將軍事例	賴朝	賴家	實朝	賴經	賴嗣	宗尊親王	合計
(1)	二						二
(2)	一〇		一				一一
(3)	三〇						三〇
(4)	九						九
(5)		一					一
(6)		二					二
(7)		一					一
(8)			二				二
(9)			二				二
合計	四二	四	五				五〇

表七

將軍事例	賴朝	賴家	實朝	賴經	賴嗣	宗尊親王	合計
(1)							
(2)	一〇		一				一一
(3)	三〇						三〇
(4)	九						九
(5)		一					一
(6)		二					二
(7)							
(8)			二				二
(9)			二				二
合計	三九	三	五				四七

(四)なる分類整理に就いて、其の了なる事項・項目に関する記事の内訳を示せば、左記の如くなる。

事例
番号
物品進(皇)上先
物品名目

頼朝將軍記(二七例)

37	京都	伊豆國供御物甘海苔
38	左典廐(一條能保子息)	御馬三疋、砂金、絹等
47	上皇(後白河院)	熊野詣御用途
1 ¹	伊勢大神宮	御神馬八疋、砂金二十兩、御劔二腰
10 ¹	法皇(後白河)	御貢馬十匹
50	右武衛(一條能保)姬公	長絹百疋等
54	法皇(後白河)	御貢馬
55	京進	御貢馬
56	法皇(後白河)	砂金
45 ⁸	仙洞(後白河院)及び京洛人士達	龍蹄百餘疋、綿千兩
65	仙洞(後白河院)	鷲羽一櫃
15 ³	大理(一條能保)姫君	姫君御裝束、女房、侍各五人の裝束、長絹百疋
45 ⁹	石清水八幡宮	幕下(頼朝)秘藏御劔及び御神馬

99 57¹ 11⁶ 95 71² 91 72¹ 11⁵ 90 88 85 84 83 82 35⁴

一條黃門(能保)

右記35⁴に同じ

白布五十端、龍蹄二疋等

右記35⁴に同じ

御貢馬五疋

長絹五百疋

舊院(故後白河院)

京進

伊豆國土產甘海苔

伊勢大神宮並びに熱田社

御神馬及び御劍等

京進

御貢馬八疋、砂金、紫絹・染絹・綿等

京進

武藏、相摸兩國分乃貢等

京進

右記11⁵に同じ

京進

相摸、武藏兩國分乃貢等

京進

御貢馬八疋

京進

駿河國富士郡濟物綿千兩

京進

右記95に同じ

京進

相摸、武藏兩國所濟糸綿等

賴家將軍記(一例)

京進

貢金五百兩並びに御馬廿疋

實朝將軍記(九例)

107	石清水八幡宮	御神馬
57 ²	伊勢内外兩宮	御馬二疋
109	伊勢内外兩宮	右記57 ² に同じ
115	坊門忠信卿	龍蹄並びに羈旅調度等
118	明王院僧正公胤上童等	裝束
124	石清水八幡宮並びに六條新八幡宮	御神馬二疋
131	坊門内府(信清)	捧物
137	伊勢太神宮	奉幣
137 ¹	伊勢太神宮	奉幣
	賴經將軍記(四例)	
135 ²	伊勢大神	御幣物
135 ⁴	二所太神宮	諸所地寄附狀謹呈
171 ³	大閭(九條(藤原)道家)	御羈旅御調度
173	禪定殿下(九條(藤原)道家)	御捧物
	賴嗣將軍記(一例)	

此のA事項・項目に就いて、歴代諸將軍記中、最も多くの事例数を有するのは、頼朝將軍記であり、物品進(呈)上先が固有(具)名を以て表記されている事例が最も多いのも亦、同將軍記である。いま、其の頼朝將軍記以下に於ける然うした固有(具)名表記に就いて観るに、同將軍記では、後白河院47、10、54、56、45、65、84の七例が最も多く、一條能保及び其の子息・子女(38、50、15、35、82の五例)が、其れに次ぎ、以下、伊勢大神宮(1、88の二例)→石清水八幡宮・熱田社(共に各一例宛)と続く。頼朝將軍記では、該当事例ナシ。實朝將軍記では、伊勢大神宮(57、109、137、137¹の四例)が最も多く、石清水八幡宮(107、124の二例)が其れに次ぎ、以下、坊門忠信卿、明王院僧正公胤上童等、六條新八幡宮、坊門内府(信清(共に各一例宛))となつてゐる。頼朝將軍記では、伊勢大神(135、135¹の二例)、大閣・禪定殿下(九條(藤原)道家(171、173の二例)が共に各二例宛存する。頼朝將軍記では、伊勢大神宮(一例)而已所見される。以上、諸將軍記所見の当該表記事例数をトータルで観れば、伊勢大神宮が九例で最も多く、後白河院が七例で其れに次ぎ、以下、一條能保及び其の子息・子女(五例)→石清水八幡宮(三例)→大閣・禪定殿下(九條(藤原)道家(二例)→熱田社・坊門忠信卿・明王院僧正公胤上童等・六條新八幡宮・坊門内府(信清(共に各一例宛))の順に続いていることを知り得る。(未完)